

スイス・グローバル・リーダー・ファンド

当ファンドは特化型運用を行います

【 基準価額の変動要因分析 】

スイス・グローバル・リーダー・ファンド	設定来 寄与度(円)
スイス株式	+9,180
うちキャピタル ゲイン/ロス等	+6,981
うちインカムゲイン	+2,200
為替変動	+2,569
分配金	▲9,250
信託報酬	▲1,511
その他	+168
基準価額の変動幅	+1,156

当月 寄与度(円)
+278
+257
+21
+257
▲200
▲17
+9
+327

キャピタルゲイン/ロス等…スイス株式の価格変動等によるものです。

インカムゲイン…スイス株式からの配当金によるものです。

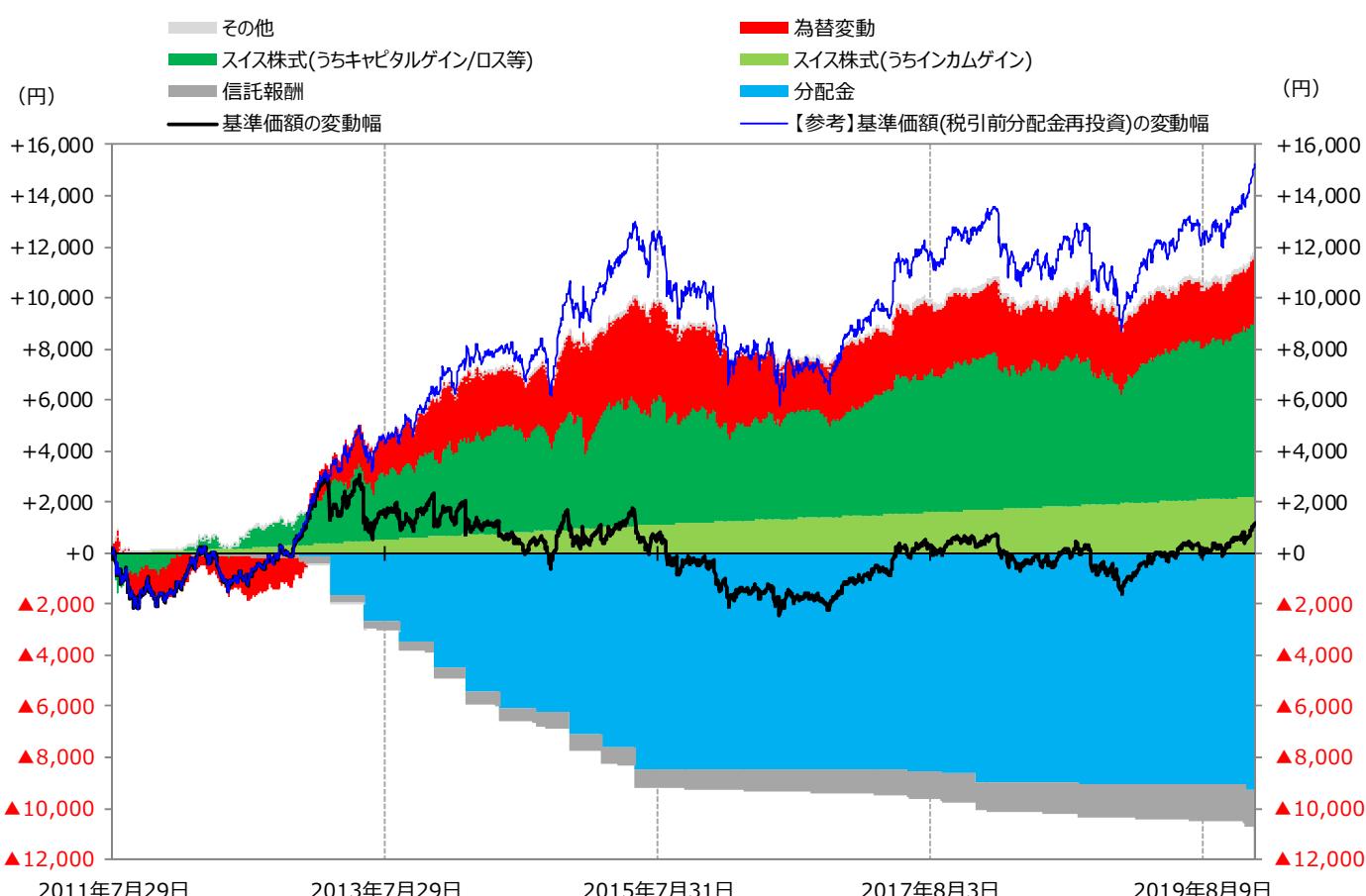
為替変動…スイスフラン/円為替変動によるものです（円安がプラス要因、円高がマイナス要因となります）。

分配金…受益者の方にお支払いした分配金です。

信託報酬…年率1.848%(税込)を日割りでご負担頂いています。

(※) 市場動向、運用状況、今後の見通しについては、月初第8営業日を目処に発行される月報をご覧ください。

【 基準価額の変動要因分析：スイス・グローバル・リーダー・ファンド 】



・出所： Bloombergより作成

・期間： 2011年7月29日 ~ 2019年12月30日

※当資料の変動要因分析値は簡便法に基づく概算値であり、実際の基準価額の変動要因を正確に説明するものではありません。あくまで傾向を知るための参考値としてご覧ください。また、計算式や分類等は過去に遡って予告なく変更される場合があります。

※表示桁未満の四捨五入等の関係で各寄与度の数値の合計が変動幅の数値と合わないことがあります。

※過去のデータに基づいて作成したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

スイス・グローバル・リーダー・ファンド (為替ヘッジあり)

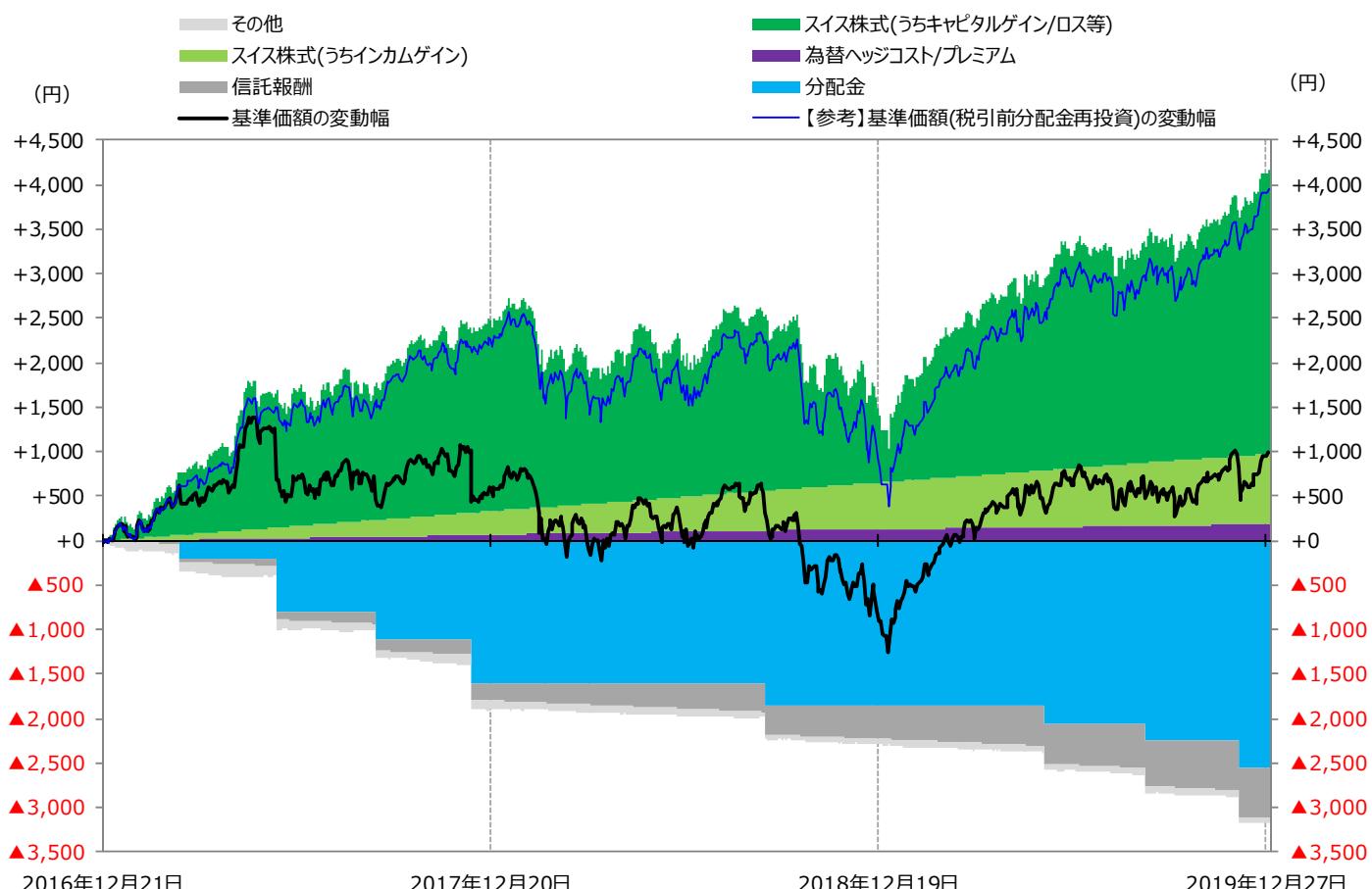
当ファンドは特化型運用を行います

【 基準価額の変動要因分析 】

スイス・グローバル・リーダー・ファンド (為替ヘッジあり)	設定来 寄与度(円)	当月 寄与度(円)	
スイス株式	+3,975	+271	キャピタルゲイン/ロス等…スイス株式の価格変動等によるものです。
うちキャピタル ゲイン/ロス等	+3,188	+250	インカムゲイン…スイス株式からの配当金によるものです。
うちインカムゲイン	+787	+21	為替ヘッジコスト/プレミアム…スイスフラン/円為替ヘッジに伴うコスト/プレミアムです。
為替ヘッジ コスト/プレミアム	+186	+4	分配金…受益者の方にお支払いした分配金です。
分配金	▲2,550	▲300	信託報酬…年率1.848%(税込)を日割りでご負担頂いています。
信託報酬	▲567	▲17	
その他	▲59	+19	
基準価額の変動幅	+985	▲23	

(※) 市場動向、運用状況、今後の見通しについては、月初第8営業日を目処に発行される月報をご覧ください。

【 基準価額の変動要因分析：スイス・グローバル・リーダー・ファンド(為替ヘッジあり) 】



・出所： Bloombergより作成 ※期初の基準価額を10,000円として計算

・期間：2016年12月21日～2019年12月30日

※当資料の変動要因分析値は簡便法に基づく概算値であり、実際の基準価額の変動要因を正確に説明するものではありません。あくまで傾向を知るための参考値としてご覧ください。また、計算式や分類等は過去に遡って予告なく変更される場合があります。

※表示桁未満の四捨五入等の関係で各寄与度の数値の合計が変動幅の数値と合わないことがあります。

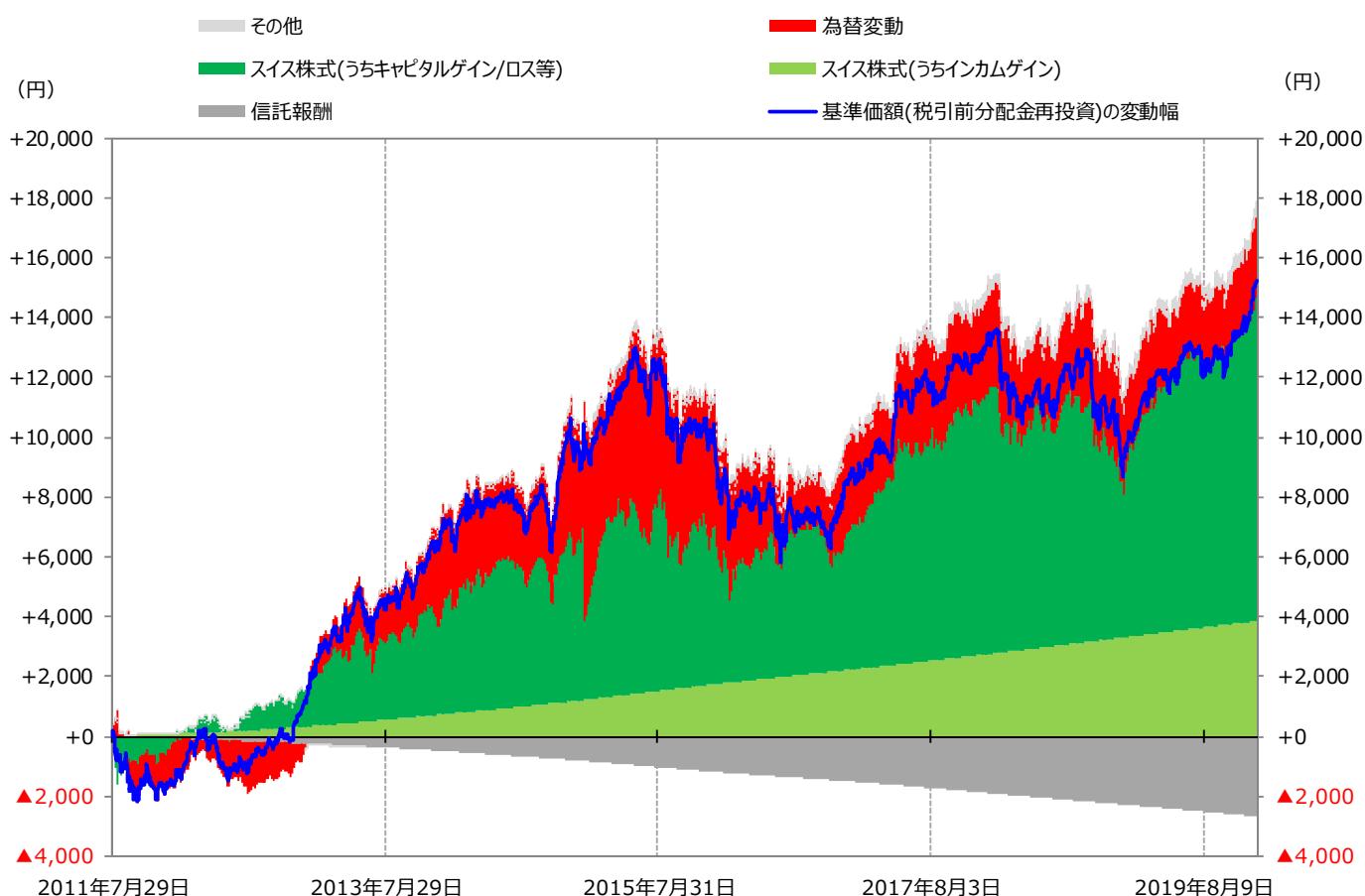
※過去のデータに基づいて作成したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

【ご参考】 基準価額(税引前分配金再投資)の変動要因分析

- 下記チャートは、税引前分配金を再投資した場合（または分配金をお支払いしなかった場合）における基準価額の変動要因分析で、ファンドの損益要因をより直感的にご理解頂くためのチャートです。
- 分配金を再投資した場合、その後のトータルリターン（分配金を加味した基準価額の変動率）がプラスであれば、再投資した分配金からの複利効果により、分配金を受け取った場合に比べて評価益額が大きくなる傾向にあります。
- 例えば、スイス・グローバル・リーダー・ファンドを設定日に100万円投資して2019年12月30日まで保有して頂いていた場合、分配金を受け取っていれば合計損益額（評価損益額 + 受け取り分配金の合計）は+約104万円ですが、分配金を再投資していた場合は+約152万円となっています。

（※）諸経費、分配金の税金、売却時の税金等は考慮していませんので、実際の損益額とは異なる場合があります。また、分配金再投資後のトータルリターンがマイナスであれば、分配金を受け取っていた場合より合計損益額が少なくなる場合もあります。

【 基準価額(税引前分配金再投資)の変動要因分析：スイス・グローバル・リーダー・ファンド 】



・出所： Bloombergより作成

・期間： 2011年7月29日 ~ 2019年12月30日

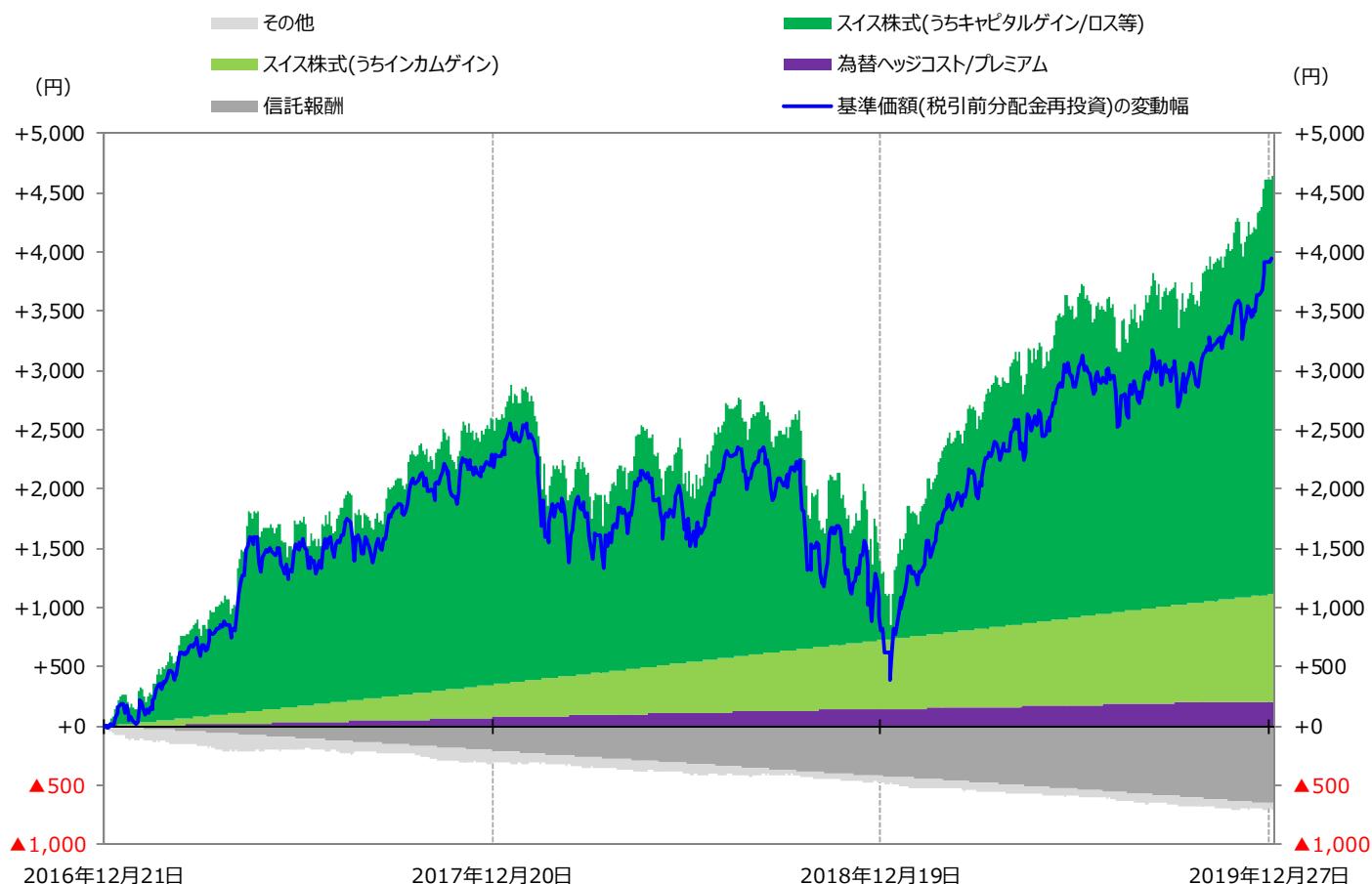
※当資料の変動要因分析値は簡便法に基づく概算値であり、実際の基準価額の変動要因を正確に説明するものではありません。あくまで傾向を知るための参考値としてご覧ください。また、計算式や分類等は過去に遡って予告なく変更される場合があります。

※表示桁未満の四捨五入等の関係で各寄与度の数値の合計が変動幅の数値と合わないことがあります。

※過去のデータに基づいて作成したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

【ご参考】 基準価額(税引前分配金再投資)の変動要因分析

【 基準価額(税引前分配金再投資)の変動要因分析：スイス・グローバル・リーダー・ファンド(為替ヘッジあり) 】



・出所: Bloombergより作成 ※期初の基準価額を10,000円として計算

・期間: 2016年12月21日 ~ 2019年12月30日

※当資料の変動要因分析値は簡便法に基づく概算値であり、実際の基準価額の変動要因を正確に説明するものではありません。あくまで傾向を知るための参考値としてご覧ください。また、計算式や分類等は過去に遡って予告なく変更される場合があります。

※表示桁未満の四捨五入等の関係で各寄与度の数値の合計が変動幅の数値と合わないことがあります。

※過去のデータに基づいて作成したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

ファンドの主なリスクと留意点

«基準価額の変動要因» くわしくは、投資信託説明書(交付目論見書)にて必ずご確認ください。

ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

◆価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

◆信用リスク

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

◆流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかつたり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

◆為替変動リスク

スイス・グローバル・リーダー・ファンド

外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

スイス・グローバル・リーダー・ファンド(為替ヘッジあり)

当ファンドは原則として、外貨建資産に対して、為替ヘッジを行いますが、全ての為替変動リスクを排除できるものではありません。また円金利よりも金利水準の高い通貨の為替ヘッジを行った場合、金利差に相当するヘッジコストが発生し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

◆銘柄集中投資のリスク

ファンドの投資対象には、寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

«その他の留意点»

◆クーリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。

◆収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

◆マザーファンドに投資する別のベビーファンドの追加設定・解約等により、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合には、ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
換金単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。
申込不可日	スイス証券取引所の休業日においては、お申込みの受付ができません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
信託期間	2021年6月4日まで(設定日「スイス・グローバル・リーダー・ファンド」:2011年7月29日／「スイス・グローバル・リーダー・ファンド(為替ヘッジあり)」:2016年12月21日) ※委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
繰上償還	受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるととき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることができます。
決算日	原則3月、6月、9月、12月の各4日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時(年4回)、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。 ※分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA(ニーサ)」の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

その他の項目につきましては、[投資信託説明書\(交付目論見書\)](#)をご覧ください。

お客さまにご負担いただく手数料等について

購入時手数料	購入価額に <u>3.78%*(税抜3.5%)を上限</u> として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 ※消費税率が10%になった場合は、3.85%となります。 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
信託財産留保額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額に <u>0.3%</u> を乗じた額です。
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して <u>年率1.8144%*(税抜1.68%)</u> を乗じた額です。 運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。 ※消費税率が10%になった場合は、1.848%となります。
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。 <ul style="list-style-type: none"> ・監査費用 ・売買委託手数料 ・外国における資産の保管等に要する費用 ・信託財産に関する租税 等 ※上記の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

■当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの委託会社およびその他の関係法人の概況

委託会社

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者(登録番号:関東財務局長(金商)第351号)であり、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会に加入しています。信託財産の運用指図等を行います。

電話:0120-69-5432(受付時間:営業日の午前9時から午後5時) ホームページ・アドレス:<https://www.sjnk-am.co.jp/>

受託会社

みずほ信託銀行株式会社(再信託受託会社:資産管理サービス信託銀行株式会社)

信託財産の保管等を行います。なお、信託事務の一部につき資産管理サービス信託銀行に委託することができます。

販売会社

受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。投資信託説明書(交付目論見書)の提供は、販売会社において行います。

スイス・グローバル・リーダー・ファンド

■販売会社（順不同、○は加入協会を表す）

2020年1月6日 現在

販売会社名	区分	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
藍澤證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第6号	○	○			
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○	
岡三オンライン証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第52号	○	○	○		
auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○		○		
GMOクリック証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第77号	○		○	○	
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第105号	○			○	
立花証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第110号	○		○		
日産証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第131号	○		○		
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○				
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○		○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○		
三木証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第172号	○				
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第181号	○	○			
明和證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第185号	○				
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	
リテラ・クレア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第199号	○				
浜銀T T証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号	○				
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○		○	○	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○	
静岡東海証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第8号	○				
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第6号	○				
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○			○	
光証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第30号	○	○			
こうぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第43号	○				
香川証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第3号	○				
広島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第44号	○				
株式会社大東銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第17号	○				
株式会社三菱UFJ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○	
株式会社三菱UFJ銀行（委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券）	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○	
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第578号	○		○	○	
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○				
株式会社トマト銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第11号	○				

スイス・グローバル・リーダー・ファンド（為替ヘッジあり）

■販売会社（順不同、○は加入協会を表す）

2020年1月6日 現在

販売会社名	区分	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	備考
藍澤證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第6号	○	○			
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○	
GMOクリック証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第77号	○		○	○	
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第105号	○			○	
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○				
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○		○		
明和證券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第185号	○				
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○	
静岡東海証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第8号	○				
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第6号	○				
こうぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第43号	○				

<備考欄の表示について>

- ※ 1 記載の日付より新規お取扱いを開始します。
- ※ 2 記載の日付以降の新規お取扱いを行いません。
- ※ 3 新規のお取扱いを行っておりません。

<ご留意事項>

- ・上記掲載の販売会社は、今後変更となる場合があります。
- ・上記掲載以外の販売会社において、お取扱いを行っている場合があります。
- ・詳細は販売会社または委託会社までお問い合わせください。

当資料は損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社（以下、弊社）により作成された情報提供資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。投資信託は金融機関の預金と異なりリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本、分配金の保証はありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。当資料に記載された意見等は予告なしに変更する場合があります。また、将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。投資信託の設定・運用は委託会社が行います。お申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時に渡しますので、詳細をご確認の上、お客様自身でご判断ください。なお、お客様への投資信託説明書（交付目論見書）の提供は、販売会社において行います。